

神戸市に申請する場合の建築確認等の申請手数料について

■建築確認・中間検査・完了検査の申請手数料

(単位：円)

規模等	建築確認 申請手数料	中間検査 手数料	完了検査		
			中間検査 不要の場合の 手数料	中間検査 経由の場合の 手数料	
建築物	床面積の合計が30㎡以内のもの	19,000	20,000	22,000	21,000
	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの	31,000	27,000	30,000	29,000
	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以内のもの	47,000	31,000	36,000	35,000
	床面積の合計が200㎡を超え500㎡以内のもの	60,000	40,000	(※) 45,000	(※) 44,000
	床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの	90,000	58,000	(※) 65,000	(※) 63,000
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	120,000	76,000	(※) 88,000	(※) 85,000
	床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	280,000	170,000	(※) 190,000	(※) 180,000
	床面積の合計が10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	440,000	260,000	(※) 300,000	(※) 290,000
	床面積の合計が50,000㎡を超えるもの	800,000	510,000	(※) 590,000	(※) 570,000
建築設備	小荷物専用昇降機	10,000	/	18,000	/
	小荷物専用昇降機以外のもの	17,000		24,000	
工作物	16,000	20,000			

★建築確認後の計画変更、移転・大規模の修繕または模様替・用途変更（用途変更は確認のみ）の申請手数料は、次のとおりです。

- ・建築物 … 当該部分の床面積の1/2に相当する区分の手数料
(例：確認後の計画変更部分が150㎡ → $150 \times 1/2 = 75\text{㎡}$ → 手数料 31,000円)
- ・建築設備
 - 小荷物専用昇降機 … 6,000円
 - その他の建築設備 … 10,000円
- ・工作物 … 10,000円

★中間検査申請に際して、対象となる床面積の算定方法については、建築安全課建築安全係（窓口@番）までお問い合わせください。

★(※)は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合判定に係る建築物の完了検査手数料が加算されますのでご注意ください。(加算額については建築物省エネ法に基づく適合性判定等に係る手数料表を参考にしてください。)ただし、非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上のものに限る。

■主な許可・認定等の申請手数料

(単位：円)

種別等		根拠条項	手数料
仮使用の認定		法第7条の6	120,000
許可	接道許可	法第43条第2項第二号	33,000
	公益上必要な建築物の道路内建築許可	法第44条第1項第二号	33,000
	公共用歩廊等の道路内建築許可	法第44条第1項第四号	160,000
	用途地域制限の例外許可	法第48条第1項～第13項ただし書	180,000
	中高層建築物の日影制限の例外許可	法第56条の2第1項ただし書	160,000
	総合設計許可	法第59条の2第1項	160,000
	仮設建築物（3月以内）	法第85条第6項又は第7項 法第87条の3第6項又は第7項	60,000
	仮設建築物（3月を超え1年以内）		120,000
	仮設建築物（1年を超えるもの）		160,000
認定	接道認定	法第43条第2項第一号	27,000
	一団地認定	法第86条第1項	$78,000 + 28,000 \times (n - 2)$
	連坦設計認定	法第86条第2項	$78,000 + 28,000 \times (n' - 1)$
	一団地等認定区域内の新築又は増築等	法第86条の2第1項	$78,000 + 28,000 \times (n' - 1)$
	一団地等認定の取消し	法第86条の5第2項	$6,400 + 12,000 \times m$
	全体計画認定（増築等を含む工事）	法第86条の8	27,000
	全体計画認定（用途の変更に伴う工事）	法第87条の2	27,000
	道路の位置指定	法第42条第1項第五号	50,000

※ 「n」は建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地の数

※ 「n'」は新築又は増築等に係る建築物の数

※ 「m」は現存建築物の数

※ 上記以外の許可・認定等に係る手数料については、神戸市手数料条例を参照してください。